

大阪船場流通マート株式会社

代表取締役 松本晶平 殿

誓約書

私（当社）は貴殿（大阪船場流通マート株式会社、以降OSRと称す）、OSRの販売店会員（実店舗販売店会員、EC販売店会員）に入会致したく、お願い申し上げます。

入会に際し、入会申込書に私（当社）の会社概要の真実を記載し、提出しますとともに、OSRの販売店会員（実店舗販売店会員、EC販売店会員）様ご案内「入会に際して」記載の各事項を承認の上、つぎの販売店会員規定を承認し、遵守を確約します。

販売店会員規定

- 1 会員としての各種費用、保証金（取引内容による）を滞りなく支払います。
- 2 会員として知り得た情報（仕入から販売に関するすべての情報）について、守秘義務を負うとともに、従業員についても守秘義務を徹底させ、第三者（OSR及びOSR会員以外の第三者）に漏洩させません。
- 3 仕入代金に関して、OSRより指定された期日、カード会社より指定させた期日、あるいは信販会社により指定させた期日に滞りなく、その全額をお支払いします。
- 4 OSR会員メーカーと商談した注文はすべてOSRの伝票処理によるものとし、メーカーとの直接取引（直接決済）を致しません。また、他社口座を経由した伝票決済も致しません。
- 5 OSR会員メーカーと直接口座が入金前からあるとき、またはあると判明したときは速やかに申告し、それを証明できる書面を提出し、承認を得ます。
- 6 OSRより取引内容につき照会があったときは、その内容について所定の用紙にて報告し、確認を得ます。
- 7 納品に基づかない商品仕入（先伝票による出荷）は致しません。
- 8 OSR会員に対し、都度通達される情報については速やかな閲覧と遵守を行います。

す。

- 9 販売商品に過度の競合やトラブルが発生したときは、OSRよりの要請に基づいて解決に努めます。
- 10 会員メーカーとのトラブルに際しては、OSRよりの仲裁を重んじ、解決に努めます。
- 11 会員登録内容に変更のあるときは、所定の用紙にて速やかに届け出ます。
- 12 暴力団その他のいわゆる反社会的勢力に属していませんし、かつ将来においても属することはありません。
- 13 OSRは、上記各項に違反したと認めた会員を除名することができるものとしません。
- 14 4に違反して、OSR会員メーカーと直接取引を行ったときは、OSRは、違反した取引の支払額（消費税を含む）と同額の違約金を請求できるものとします。
- 15 その他、一般社会通念、商道德に基づいて会員としての名誉の保持に努めます。

年 月 日

住 所

社 名

代表者

印